

様式

第2次福津市一般廃棄物処理基本計画 市民意見公募によるご意見・回答表

NO	提出された意見（概要）	対象事案に反映 する：1 一部する：2 しない：3 一部反映：4 反映済み：5	市(実施機関)の考え方
1	高齢化、リサイクル率向上、ごみ総排出量減量のために、家庭から出る「分別収集ゴミ」は「各戸収集」にして欲しい。	4	ご意見に関連する方針として、P43 の行政における施策（案）に①資源物の戸別収集の検討を挙げています。ただし、戸別収集を実施するにあたり、古賀清掃工場の設備を対応させるための改修工事に高額な費用が必要です。さらに、収集コストが上がってしまうという問題点もあります。そのため、玄界環境組合を構成する市町間で検討し協議する時間を要しますので、当面の間、現行の体制を継続します。
2- (1)	市は、国から『一般廃棄物処理計画書』を作りそれに沿って、一般廃棄物の収集・運搬が義務付けられているが、家庭系分別ごみの収集については、市はステーション方式を採用し、その運営を各自治会に郷づくり協議会から交付金を交付し、委託をしている。 質問 各自治会は市の一般廃棄物処理業の許可を受けていないので、ごみ収集事業である「ごみステーションの運営」はできないのではないかと。交付金の件も含め法的に説明して欲しい。	3	廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条の2第1項には、「市町村は一般廃棄物処理計画に従ってその区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分しなければならない。」と記載されていますので、福津市では、収集は、燃やすごみであれば住民が保管場所である自宅の前に置いたごみを収集運搬委託業者が収集車に積み込むことを指し、分別収集ごみであれば分別収集場所に保管されたごみを収集運搬委託業者が収集車に積み込むことと解釈しております。 したがって、自治会が行っている運営は、廃掃法第6条の2第1項に規定する収集にはあたりません。なお、市から郷づくり協議会に交付金を交付しておりますが、運営の依頼は市が自治会に行っているものであり、郷づくり協議会から自治会に依頼しているものではありません。
2- (2)	市が「ごみステーション」の運営を「郷づくり」が取り組む推進事業の広報配布等事業に含め、「郷づくり」から各自治会に交付金を交付し委託していることは、「地縁によって形成されている任意団体の自治会等を行政組織の一部としてはいけない」と定めている「地方自治法第二百六十条の二⑥」に抵触し	3	2- (1) で示したとおり収集を委託しているのではなく、運営を依頼しているため問題はありません。

	ていないのか。		
2- (3)	市は自治会に「郷づくり」から交付金を交付し、「ごみステーション」の運営を委託していますが、交付された交付金を使用し作業をシルバー人材センターに委託していることについて市の見解は。	3	2- (1) で示したとおり収集を委託しているのではなく、運営を依頼しているため問題はありません。
2- (4)	市は「ごみステーション」の運営を委託している各自治会に対し、報償としての交付金を直接交付しないで、任意団体である「郷づくり」から交付していることは、地方公共団体における交付金の定義に照らすと問題があると考えるが、市の考え方を教えてほしい。	3	2- (1) で示したとおり収集を委託しているのではなく、運営を依頼しているため問題はありません。
2- (5)	第2次一般廃棄物処理基本計画書の「分別収集会場」は行政区ごとに設置し、地域の住民の手、主に自治会で行われてきた」と記載している。 「分別収集ステーション」の運営は「廃棄物」処理法第六条の二に基づいて、市町村おこなわなければならない収集・運搬・処理の収集にあたると思います。 現在の状況は市が収集業務を行っていないと考えますが市の見解は。	3	2- (1) で示したとおり、市は収集・運搬・処理を行っております。分別収集会場の運営は選別作業であるため、収集にはあたらないと考えております。
3- (1)-①	①第1次一般廃棄物処理基本計画目標値の実績評価 表1 ごみの総排出量（1人1日あたりのごみ総量） 環境省一般廃棄物処理実態調査結果との違い 違いはなぜか。 比較を行いやすくするためにも福岡県・全国のごみ総排出量の計算方法を使ったほうがよ	4	一般廃棄物処理実態調査の平成29年度実績を作成する際、福岡県を通じ環境省に確認を行いました。確認を行った点は主に「下水汚泥」「山元還元」についてです。 まず「下水汚泥」についてはあわせ産廃ということで産業廃棄物ではありませんが、一般廃棄物処理施設である古賀清掃工場で処理を行っております。あわせ産廃についてですが、こちらは古賀清掃工場から福岡県に建設の際に下水汚泥をあわせ産廃として処理することを申請しております。この下水汚泥を今まで事業系一般廃棄物として数値に入れておりました

	いのではないか。		<p>が、今回の確認であわせ産廃のため数値に入れる必要はないとの回答をいただきました。そのため平成 29 年度実績の一般廃棄物処理実態調査より数値を引いております。</p> <p>その他、事業系一般廃棄物の剪定くず、廃油についても追加していません。</p> <p>端数の関係で、数値が一部異なる可能性もありますが平成 29 年度実績の一般廃棄物処理実態調査はごみの総排出量は同一になっております。</p> <p>本計画(案)では、平成 29 年度以前についても平成 29 年度と同様の計算式で行っておりますので、ごみの総排出量について全国平均、福岡県平均と比較できるようになっております。</p>
3-(1)-②	<p>P 1 3 市の総排出量 平成 2 5 年度以降減少傾向から増加傾向に改めるべきではないか。</p> <p>原単位 全国平均、福岡県平均より低い数値から高い数値に改めるべきではないか。</p>	4	<p>市のごみの総排出量については修正を行いました。</p> <p>原単位については、3 月 31 日現在から 9 月 30 日現在に人口を変更したため福岡県平均より低い数値ですが、全国平均より高い数値です。表記を修正しております。</p> <p>表については付随して修正しております。</p>
3-(1)-③	第 2 次環境基本計画と第 2 次一般廃棄物処理基本計画との数値の違いはどうか。	2	<p>あわせ産廃である下水汚泥の数値が入っていたり、剪定くずが地域分別ステーション・公設分別ステーションのみ数値で事業系の剪定くずや自己搬入が入っていない計算になっていました。ご意見のとおり環境基本計画と一般廃棄物処理基本計画で数値や目標値が異なります。</p> <p>各計画について整合性をあわせるために、今後計画を修正するかどうか環境審議会で審議を行いたいと考えております。</p>
3-(1)-④	<p>表 2 リサイクル率</p> <p>ごみの総排出量が一致している福岡県のリサイクル率が異なるのは不可解であるがなぜか。</p> <p>福岡都市圏の他市町との比較ができる環境省実態調査計算方法を採用すべきではないだろうか。</p>	4	<p>リサイクル率については福岡県の発行する環境白書より抜粋しております。正式には再生利用率（リサイクル総量÷ごみの総排出量）であり、リサイクル率（リサイクル総量÷（ごみ処理量+集団回収））とは定義が異なります。文言が一部混同しておりましたので、本計画(案)について再生利用率と統一します。</p> <p>また、環境省が作成したごみ処理基本計画策定指針（平成 28 年 9 月）には再生利用率を目標に掲げているので、本計画（案）におきましても再生利用率を採用しております。福岡県の数値がずれていたのは、再生利用率の数値を本計画(案)に記載していたため、一般廃棄物実態調査のリサイクル率の数値と差異がでていました。</p> <p>また、環境省が作成しております実態調査の計算ではリサイクル率を公表しておりますが、福津市ではごみ処理基本計画策定指針の掲げる再生利</p>

			用率を採用しています。また、全国平均は比較対象として数値が異なる可能性がありますので、全国平均につきましては参考とする旨の記載を行っております。
3-(2)	<p>①共稼ぎ世帯の急増 自治会の主な働き手である主婦が多忙で活動に参加できなくなった。 月1回の地域分別ステーションに出かけるのが困難な場合、燃やすごみにプラスチック類等を混入している現実がある。</p> <p>②高齢化社会の到来 福津市の老年人口割合は28.8%であり福岡都市圏では1番高い。 ごみの嵩が大きくなるプラスチック類を地域分別収集会場に持っていくことが困難である世帯は燃えるごみに混入していることは容易に想像がつく。</p> <p>2) ごみ分別収集の自治会への委託</p> <p>①硬直化したごみ分別収集体制 某自治会の場合、地域分別収集会場の運営を拒否したい住民が大半である。 アンケート結果…自治会実施17%、シルバー委託66% その他17%</p> <p>②住民意識の変化 宗像市、古賀市、新宮町以外の福岡都市圏の市町より転入してきた住民にとって、自治会が地域分別収集を行うことは信じられないことである。</p>	3	3-2については現状の分析のため、具体的に回答はできませんがご意見として受け止めさせていただきます。
3-(3)	<p>第2次一般廃棄物処理基本計画の2027年度目標 2027年度の家系（生活系）ごみ排出量 658g/人日の目標値は、あまりに低い 2016年度福岡都市圏の平均630g/人</p>	3	<p>658g/人日の数値については人口を修正(3月31日時点から9月30日時点に変更)したことにより665g/人日に変更しております。</p> <p>福岡県廃棄物処理計画の目標値を参考にして本計画(案)の目標値を定めています。目標値に達した場合は目標値を修正すべきかどうか中間見直しの際に環境審議会でも審議を行います。</p>

	<p>日まで低減させるべきではないか。 この結果で、リサイクル率28%の目標値も達成できるのではないか。</p>		<p>また、再生利用率は「総資源化量」÷「ごみ総排出量」のため家庭系（生活系）ごみ排出量の削減だけでは達成できず、分別収集等の更なる促進を行うことで総資源化量を増加させる必要があります。</p>
3-(4)	<p>第2次一般廃棄物処理基本計画の目標を達成するための具体策 P45 収集・運搬計画（3）収集・運搬体制について現行のままであれば2027年度目標値達成はなしとげられないことは明白だ。未達原因でものべた共稼ぎや高齢化による。</p> <p>現在最優先すべきは、生活ごみの分別収集体制の見直しと実行である。第1次一般廃棄物基本計画でも実際には改善されず。第2次計画でもいつまでに見直すのか時期の明示がなくスピード感をもって実行する意志が感じられないのは残念だ。</p> <p>福岡都市圏のリサイクル率において際立っているのは、宇美町・須恵町・篠栗町・志免町・粕屋町の5町である。</p> <p>直接調査による共通点 ①自治会にごみ分別収集を委託していない。 ②プラスチック系ごみや燃えないごみ収集は月2回実施 ③分別用ごみ袋を購入し、各戸前または地区指定のステーションに出して置けば、ごみ収集業者が回収していく。 福津市でも変革する意志があれば、1年以内にできる内容である。</p>	3	<p>3-4については現状の分析のため、具体的に回答はできませんがご意見として受け止めさせていただきます。 ごみの収集方法の見直しについては、1で回答させていただきましたとおりになります。</p>